

福岡県公報

平成19年12月3日
第 2 7 5 8 号

目 次

告 示 (第2271号—第2285号)

| | | | |
|--------------------------------|--------------|-------|---|
| 廃棄物が地下にある土地の区域の指定 | (廃棄物対策課) | | 1 |
| 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 | (治 山 課) | | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 2 |
| 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | | 2 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | | 4 |
| 保安林の皆伐面積の限度の公表 | (治 山 課) | | 4 |
| 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更 | (出納事務局出納総務課) | | 5 |

| | | | |
|---|---------|-------|---|
| 県営住宅の名称及び位置の一部改正 | (住宅管理課) | | 5 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 6 |
| 選挙管理委員会 | | | |
| 政治団体の平成16年分、平成17年分及び平成18年分収支報告書の要旨の一部訂正 | (地 方 課) | | 6 |

告 示

福岡県告示第2271号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定する区域
前原市大字東字マガタ1357番
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第2272号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年1月5日農林水産省告示第6号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2273号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字久泉909 - 1、909 - 6 から909 - 21まで、947 - 8 及び947 - 9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女郡広川町大字広川2413 - 1
有限会社ヤマシタ産業 代表取締役 山下 一成

福岡県告示第2274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|-----|-------|-----|---------------|---------------|
| | | | | | | |

| 豊 前 県 道 | 福 吉 土 富 線 | 前 | 築上郡上毛町大字西友枝644番4先から同郡同町西友枝599番先まで | 3.5 ~ 9.0 | 219.0 |
|---------|-----------|---|-----------------------------------|------------------|-------|
| | | 前 | 同上 | 4.0 ~ 19.0 | 200.0 |
| | | 後 | 同上 | 4.0 ~ 19.0 | 200.0 |

福岡県告示第2275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成19年11月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 栄泉南ヶ丘ビル
 (2) 所在地 福岡県大野城市紫台118番 外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------|-------------|
| 2,980平方メートル | 2,123平方メートル |

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 変更前 | | 変更後 |
|-------|------|------|
| 午前10時 | 午後9時 | 24時間 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | | 変更後 |
|--------------------|--|------|
| 午前9時30分から午後9時30分まで | | 24時間 |

福岡県告示第2276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西友志免店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央三丁目4番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー那珂川店
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西友那珂川店
(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原3丁目122番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 スーパーセンターライアル甘木店 (仮称)
 (2) 所在地 福岡県朝倉市屋永字西原4309番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第2280号
 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
 なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。
 平成19年12月3日
 福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 サニー八女店
 (2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第2281号
 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
 なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。
 平成19年12月3日
 福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第2282号
 平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第4条の2第3項の規定により、森林法 (昭和26年法律第249号) 第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。
 平成19年12月3日
 福岡県知事 麻 生 渡

| 森林計画区 | 保安林の種類 | 単位区域 | 同一の単位とされる区域 | 皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール) |
|-------------|-------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
| 筑 後 ・ 矢 部 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 矢 部 川 | 筑 後 ・ 矢 部 川 森 林 計 画 区 | 1076.90 |
| 〃 | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 〃 | 〃 | 291.58 |
| 〃 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 筑 後 川 | 〃 | 1275.56 |
| 〃 | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 | 〃 | 〃 | 479.10 |
| 〃 | 干 害 防 備 保 安 林 | う き は | う き は 市 | 0.32 |
| 福 岡 | 水 源 か ん 養 保 安 林 | 福 岡 | 福 岡 森 林 計 画 区 | 1684.73 |

| | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------------------|---------|
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 425.67 |
| 〃 | 干害防備保安林 | 筑紫野 | 筑紫野市 | 2.40 |
| 遠賀川 | 水源かん養保安林 | 遠賀川 | 遠賀川森林計画区 | 2156.26 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 183.41 |
| 〃 | 干害防備保安林 | 嘉麻 | 嘉麻市 | 0.08 |
| 〃 | 〃 | 宮若 | 宮若市 | 0.11 |
| 〃 | 〃 | 飯塚 | 飯塚市 | 0.48 |
| 〃 | 水源かん養保安林 | 北九州 | 遠賀川森林計画区 | 668.60 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 174.27 |
| 〃 | 水源かん養保安林 | 今川 | 〃 | 1365.56 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 465.09 |
| 福岡、筑後・矢部川 | 保健保安林 | 福岡、筑後川、矢部川 | 筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区 | 399.09 |
| 遠賀川 | 〃 | 北九州、遠賀川、今川 | 遠賀川森林計画区 | 635.97 |

福岡県告示第2283号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

| | 売りさばき人 証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更 年月日 |
|---|---------------|-------------------|---|-----------|
| 新 | 32 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 糟屋郡粕屋町若宮一丁目8番8号 株式会社福岡銀行粕屋支店 | 平成19年 |

| | | | |
|---|----------|--|-------|
| 旧 | 株式会社福岡銀行 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 糟屋郡粕屋町大字仲原388番地8 株式会社福岡銀行粕屋支店 | 12月1日 |
|---|----------|--|-------|

福岡県告示第2284号

営営住宅の名称及び位置(平成19年3月福岡県告示第680号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

表中 「

| | |
|----------|-----|
| 福岡県営上町住宅 | 豊前市 |
| 福岡県営三楽住宅 | 豊前市 |

」 を 「

| | |
|----------|-----|
| 福岡県営青豊住宅 | 豊前市 |
|----------|-----|

」 に改める。

福岡県告示第2285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年12月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月3日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------------|--|
| 前原 | 福岡摩線 前原 | 糸島郡志摩町大字久家21番5先から 同郡同町大字小富士2491番先まで |
| 前原 | 前原線 富土 | 前原市大字長野1092番1先から 同市大字長野613番1先まで |
| 那珂 | 385号 | 筑紫郡那珂川町大字山田1064番1先から 同郡同町大字山田1067番11先まで |

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第161号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、池浦順文後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成16年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）、平成17年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号）及び平成18年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成19年9月28日福岡県選挙管理委員会告示第137号）の一部を、次のとおり改める。

平成19年12月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

平成16年分収支報告書の要旨中、池浦順文後援会の項を次のとおり改める。

20

池浦順文後援会

池浦 順文

市長

報告年月日 平成17年02月01日

1 収入・支出の総額

| | |
|-------------|------------|
| (1) 収入総額 | 1,407,902円 |
| ア 前年からの繰越額 | 7,902円 |
| イ 本年收入 | 1,400,000円 |
| (2) 支出総額 | 884,323円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 523,579円 |

2 本年收入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

| | |
|-------------|------------|
| イ 寄附 | 1,400,000円 |
| ア 寄附 (内訳別掲) | 1,400,000円 |
| a 個人からの寄附 | 1,400,000円 |
| 計 (本年收入額) | 1,400,000円 |

(2) 支出の内訳

| | |
|-----------|----------|
| ア 経常経費 | 884,323円 |
| イ 光熱水費 | 3,137円 |
| ロ 備品・消耗品費 | 60,218円 |
| ハ 事務所費 | 820,968円 |
| 計 | 884,323円 |

(内 訳)

イ ア a 個人からの寄附

| | | |
|-------|------------|--------|
| 池浦 順文 | 1,400,000円 | 宗像郡福岡町 |
| 小 計 | 1,400,000円 | |

平成17年分収支報告書の要旨中、池浦順文後援会の項を次のとおり改める。

22

池浦順文後援会

池浦 順文

市長

報告年月日 平成18年03月08日

1 収入・支出の総額

| | |
|-------------|------------|
| (1) 収入総額 | 4,023,579円 |
| ア 前年からの繰越額 | 523,579円 |
| イ 本年収入 | 3,500,000円 |
| (2) 支出総額 | 3,975,771円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 47,808円 |

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

| | |
|---------------|------------|
| イ 寄附 | 3,500,000円 |
| (ア) 寄附 (内訳別掲) | 3,500,000円 |
| a 個人からの寄附 | 3,500,000円 |
| 計 (本年収入額) | 3,500,000円 |

(2) 支出の内訳

| | |
|--------------------|------------|
| ア 経常経費 | 761,976円 |
| (イ) 光熱水費 | 75,517円 |
| (ウ) 備品・消耗品費 | 188,950円 |
| (エ) 事務所費 | 497,509円 |
| イ 政治活動費 | 3,213,795円 |
| (ア) 組織活動費 | 3,031,095円 |
| (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 182,700円 |
| d その他の事業費 | 182,700円 |
| 計 | 3,975,771円 |

(内 訳)

イ (ア) a 個人からの寄附

池浦 順文

3,500,000円

宗像郡福間町

小 計

3,500,000円

平成18年分収支報告書の要旨中、池浦順文後援会の項を次のとおり改める。

23

池浦順文後援会

池浦 順文

市長

報告年月日 平成19年03月22日

1 収入・支出の総額

| | |
|-------------|---------|
| (1) 収入総額 | 47,808円 |
| ア 前年からの繰越額 | 47,808円 |
| イ 本年収入 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 47,808円 |

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています